

これだけ読めば「法定書類作成システムの操作方法」がわかる。

ご契約者様専用マニュアル

法定書類作成画面の操作方法

PROCARE DX

法定書類作成システムで、できること！

PROCARE DX

最新の重説・運営規程の作成

重要事項説明書

指定訪問介護サービスの提供に当たり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要な事項について次のとおりに説明します。

1 法人の概要	
法人の名称	Professional Care International 株式会社
代表者の氏名	代表取締役 片山海斗
法人の住所	奈良県香芝市北今市2-261-14
法人の電話番号	0745-44-3899
法人設立年月日	1998-07-21

2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1) ご事業所の概要

事業所の名称	訪問介護のめがたり
事業所の所在地	奈良県香芝市北今市2-261-14
事業所番号	
事業所の電話番号	0745-44-3897
FAX番号	0745-44-3899
通常の施設地域	ああああああああああああ
併設サービス	
指定年月日	2022-11-11

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	Professional Care International 株式会社が運営する訪問介護のめがたり(以下「事業所」といいます。)において実施する指定訪問介護事業(以下「事業」といいます)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問介護のめがたりの運営管理を図るとともに、要介護状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問介護の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	1 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有すべき機能を最大限に活用した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護等の施生活全般にかかる配慮を行う。 2 事業の実施にあたっては、閑谷区南町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの緊密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものである。

(3) 事業所の営業日及び営業時間

営業日	
定休日	
営業時間	

各指針の作成（虐待、身体拘束など）

虐待防止のための指針 訪問介護のめがたり

- 本指針作成の趣旨
当事業所における虐待・拘束への虐待の発生を未然に防止するため、本指針を定める。
- 当事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
高齢者の尊厳に対する対応等に関する法律(平成十七年法律第二百四号)、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第二百四号)に基づき、いかなる時も高齢者・障がい者(以下、利用者)に対して虐待を行ってはならない。当事業所では、利用者に対する虐待は人権侵害、犯罪行為であると認識し、予防及び早期発見を徹底するため本指針を策定する。全ての職員は本指針に従い業務を遂行することとする。
- 本指針における虐待の定義
本指針における虐待の定義は以下の通りとする。

区分	内容と具体的な表現
身体的虐待	暴力や強制によって体に傷つきあわせ、痛みをもたらすこと、組織によって適切に検討されずに行われた身体的拘束についてもこれに該当する。 【具体的な例】 殴る、蹴る、ねじる、叩けるを負わせる。椅子や壁に縛り付ける。医療的な必要性に基づかない投棄によって動きを拘束するなど
性的虐待	性的行為をそのままを強要すること。 【具体的な例】 性交、性器への接触、性的行為を強要する、介助の必要性が無いにも関わらず裸にする、本人の前でわざわざ言葉を發する、わいせつな映像を見せるなど
心理的虐待	脅し、胸等の言葉や態度で威圧、無理、いやがらせ等によって精神的に苦痛を与えること。 【具体的な例】 障害者を侮辱する言葉を浴びせる、怒鳴る、ののしる、悪口を言う、人物を絞めようなど扱いをする、無視するなど
放棄・放置(ネグレクト)	食事や排泄等の身辺の世話を介助しない等により障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化させることは当面保護しないこと。 【具体的な例】 野暮だと思われる手にならない、汚れた服を着させて続ける、排泄の介助をしない、身体的虐待や心理的虐待を放置するなど
経済的虐待	本人の介助なしで財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。 【具体的な例】 本人の貯金を本人の同意なく勝手に使うなど

- 4.虐待防止委員会その他組織内に組織する事項
ア 虐待の防止対策を検討する委員会の構成
当事業所では、虐待の防止のための対策を検討する委員会(以下「虐待防止委員会」といいます)を設立し、少なくとも年に1回以上開催する。虐待防止委員会は記要から構成する。

役員	氏名
委員長	

虐待防止委員会で検討した結果については記録し保管するとともに、従業者にその内容の周知徹底を図ることとする。
④ 虐待防止委員会の開催
虐待防止委員会では、実際に発生した虐待事件の分析検討をはじめ、虐待防止研修の実施、労働環境・条件を確認・改善するための計画の作成、虐待を未然に防ぐ職場の構築等を行う。

加算関係書類

- キャリアアップ規定
- 資格取得制度
- 入社時契約書
- 利用者同意書
- 料金表など

順次公開いたします。
(ご希望の書類があれば、お気軽にChatWorkまでご依頼ください)

制度改正

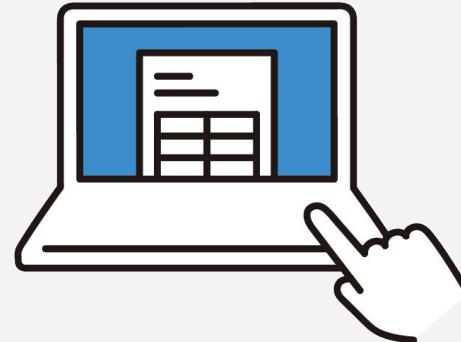
PCIが書類テンプレ化

自動で最新化



介護保険制度や障害福祉制度の改正動向は、PCIが常に把握しています。制度改正時に必要となる対策や要件について、事前に確認・整理したうえでご案内しております。

法令・通知に基づいた最新の様式で、必要な書類を作成します。運営指導で確認されやすいポイントを踏まえて整備するため、書類対応する時間が削減。



これまで、制度情報の解釈やWebの情報に左右されやすい中で制度対応をするケースが一般的でした。これからは、ボタンひとつで、最新の様式に沿った書類を作成できます。

操作方法-Step1：基本情報の登録

PROCARE DX

事業所の基本情報を登録しておくことで、再入力の手間がゼロに／＼

The screenshot shows the PROCARE DX software interface. On the left is the main dashboard with various menu items like '法定書類作成' (Form Creation), '事業所情報' (Business Information), and '人材管理' (Human Resource Management). A red arrow points from the bottom-left button '+ 基本情報追加' (Add Basic Information) to a red box highlighting the '基本情報追加' (Add Basic Information) button in a modal window on the right.

+ 基本情報追加

基本情報をクリック！

基本情報

介護保険事業所番号

事業所の営業時間
例) 9:00～18:00

営業日
例) 月～金

定休日
例) 土日祝（年末年始12/28-01/03、お盆休みを除く）など

併設サービス
例) 訪問看護 など

サービス提供範囲
ああああああああああああああ

サービス提供範囲を超えた場合の交通費
例) 1kmあたりXXX円 or なし

損害賠償保険契約会社

閉じる 保存

- 1.事業所の情報を登録する
2.内容確認する
3.保存する

基本情報をご登録いただくことで、法改正に伴う書類作成時の再入力の手間や、抜け・漏れのミスを削減できます。管理者・経営者の皆さまにとって、運用の安心につながります。

↙最新化できていない書類が一目でわかる！↙

進捗: 4 / 6 (67%)

重要事項説明書	2026/01/31	○ -	● 対応済
運営規程	2026/02/01	○ -	● 対応済
ハラスメント防止の指針	2026/02/01	○ -	● 対応済
感染症対策のための指針	2026/02/01	○ -	● 対応済
身体拘束適正化のための指針	○ -		● 未対応
虐待防止の指針	○ -		● 未対応



未対応から対応済になる条件

最新のテンプレートで、事業所の書類を作成し、保存ボタンを押すことで未対応から対応済になります。

ただし、虐待防止の指針などは印刷後
事業所内に”掲示”義務があるので、注意してください。

↙最新化できていない書類が一目でわかる！↙

虐待防止のための指針
訪問介護ものがたり

1. 本指針作成の要旨
当事業所における高齢者・障がい者への虐待の発生を未然に防止するため、本指針を定める。
2. 当事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
障がい者の養護者に対する支援等に関する法律(平成二十三年法律第七十九号)、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成十七年法律第二百二十四号)に基づき、いかなる時も高齢者・障がい者(以下、利用者)に対して虐待を行ってはならない。当事業所では、利用者に対する虐待は人権侵害、犯罪行為であると認識し、予防及び早期発見を徹底するため本指針を策定する。全ての職員は本指針に従い業務を遂行することとする。

3. 本指針における虐待の定義
本指針における虐待の定義は以下の通りとする。

区分	内容と具体例
身体的虐待	暴力や体罰によって体に傷やあざ、痛みを与えること。組織によって適切に検討されずに行われた身体的拘束についてもこれに該当する。 【具体的な例】 殴る、蹴る、つねる、やけを負わせる、椅子や壁に縛り付ける、医療的な必要性に基づかない投薬によって動を抑制するなど
性的虐待	性的な行為やそれを強要すること。 【具体的な例】 性交や性器への接触、性的行為を強要する、介助の必要性が無いにも関わらず裸にする、本人の前でわいせつな言葉を発する、わいせつな映像を見るなど
心理的虐待	脅し、侮辱等の言葉や態度、無視、いやがらせ等によって精神的に苦痛を与えること。 【具体的な例】 障害者を侮辱する言葉を浴びせる、怒鳴る、ののしる、悪口を言う、人格を貶めるなど

スロットとは？

過去に保存しておいた書類を一時保存できる場所です。重要事項説明や同意書など、頻繁に使う事業所用のテンプレートとして使用してください。

テンプレートバージョンとは？

PCIの専門部署が作成した運営指導対策済のテンプレートバージョンです。最新バージョンを公開後、チャットでお知らせするのでご対応お願いします。

＼ワード（Word）やGoogleドキュメントの使い方と方法は一緒です！／

虐待防止のための指針
訪問介護ものがたり

1. 本指針作成の要旨
当事業所における高齢者・障がい者への虐待の発生を未然に防止するため、本指針を定める。

2. 当事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
障がい者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成十七年法律第百二十四号）に基づき、いかなる時も高齢者・障がい者（以下、利用者）に対して虐待を行ってはならない。当事業所では、利用者に対する虐待は人権侵害、犯罪行為であると認識し、予防及び早期発見を徹底するため本指針を策定する。全ての職員は本指針に従い業務を遂行することとする。

3. 本指針における虐待の定義
本指針における虐待の定義は以下の通りとする。

区分	内容と具体例
身体的虐待	暴力や体罰によって体に傷やあざ、痛みを与えること。組織によって適切に検討されずに行われた身体的拘束についてもこれに該当する。 【具体的な例】 殴る、蹴る、ねる、やけを負わせる、椅子や壁に縛り付ける、医療的な必要性に基づかない投薬によって動を抑制するなど
性的虐待	性的な行為やそれを強要すること。 【具体的な例】 性交、性器への接触、性的行為を強要する、介助の必要性が無いにも関わらず裸にする、本人の前でわいせつな言葉を発する、わいせつな映像を見せるなど
心理的虐待	脅し、侮辱等の言葉や態度、無視、いやがらせ等によって精神的に苦痛を与えること。 【具体的な例】 障害者を侮辱する言葉を浴びせる、怒鳴る、ののしる、悪口を言う、人格を貶めるなど

スロット

- 1 空き 反映
- 2 空き 反映
- 3 空き 反映

テンプレートバージョン

虐待防止のための指針 標準テンプレート
2025年度版 反映



Q. 書類を修正する場合は？

Wordなどのソフトと同様に、画面上で追記
・修正が可能です。原則としてテンプレートは制度改正に対応した最新版へ更新していますが、事業所ごとの運用に合わせて調整が必要な場合は、必要箇所をご修正いただけます。

＼ワード（Word）やGoogleドキュメントの使い方と方法は一緒です！／

虐待防止のための指針
訪問介護ものがたり

1. 本指針作成の要旨
当事業所における高齢者・障がい者の虐待の発生を未然に防止するため、本指針を定める。

2. 当事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
障がい者の養護者に対する支援等に関する法律(平成二十三年法律第七十九号)、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成十七年法律第百二十四号)に基づき、いかなる時も高齢者・障がい者(以下、利用者)に対して虐待を行ってはならない。当事業所では、利用者に対する虐待は人権侵害、犯罪行為であると認識し、予防及び早期発見を徹底するため本指針を策定する。全ての職員は本指針に従い業務を遂行することとする。

3. 本指針における虐待の定義
本指針における虐待の定義は以下の通りとする。

区分	内容と具体例
身体的虐待	暴力や体罰によって体に傷やあざ、痛みを与えること。組織によって適切に検討されずに行われた身体的拘束についてもこれに該当する。 【具体的な例】 殴る、蹴る、つねる、やけを負わせる、椅子や壁に縛り付ける、医療的な必要性に基づかない投薬によって動を抑制するなど
性的虐待	性的な行為やそれを強要すること。 【具体的な例】 性交、性器への接触、性的行為を強要する、介助の必要性が無いのにも関わらず裸にする、本人の前でわいせつな言葉を発する、わいせつな映像を見せるなど
心理的虐待	脅し、侮辱等の言葉や態度、無視、いやがらせ等によって精神的に苦痛を与えること。 【具体的な例】 隠害者を侮辱する言葉を浴びせろ、怒鳴ろ、ののしろ、顎口を言う、人格を貶めるような

Q. 書類を印刷する場合は？

表示されている書類の内容が印刷されます。余白がうまく表示されない場合は、印刷環境の問題なので、余白設定を確認してください。

操作方法-Step6：保存の方法

PROCARE DX

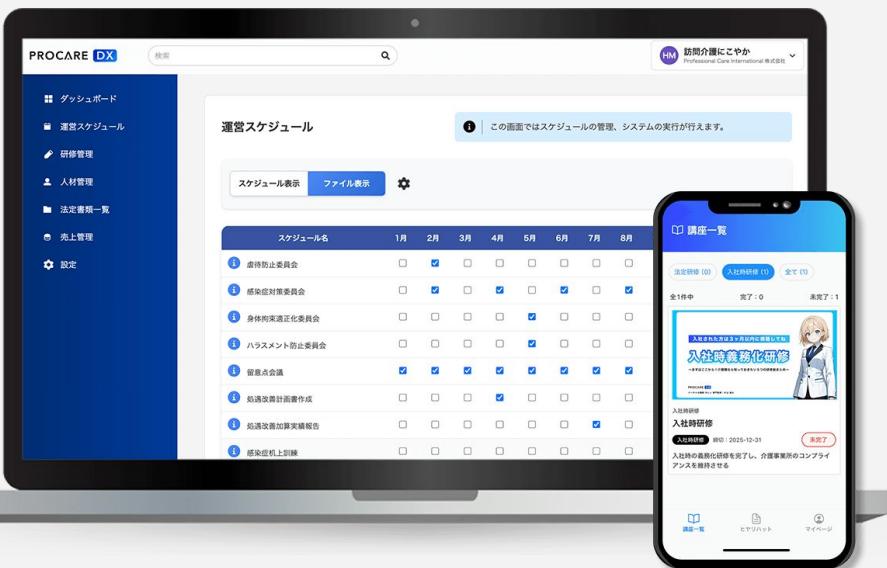
＼保存ボタンを押すと、スロットに保存できるので、とても簡単！／



保存完了！

保存後は、事業所内の運用に合わせて、印刷・ファイリング等の管理を行ってください。

プロケアDXは、介護事業所向けの法令遵守に特化したサービスです。
より使いやすいサービスにするため、「追加してほしい書類」や「あると助かる機能」など、気づいた点があればチャットで共有ください。
いただいたご意見は、優先度を整理しながら改善に取り入れていきます。



他の事業所様の紹介お待ちしています！

もしお近くに、法令書類の整備でお困りの事業所様がいらっしゃいましたら、ぜひご紹介ください。私たちが状況を伺いながら、必要なところから一緒に整えていきます。（チャットまでご紹介ください）